

## 大阪市条例第40号

### 大阪市市税条例の一部を改正する条例

大阪市市税条例（平成29年大阪市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（〔 〕で注記した項番号を含む。以下同じ。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部分が同一のものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、その標記部分が異なるものの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる二重傍線を付した共通見出しを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第35条 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>〔(1) 略〕</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当</p>	<p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p> <p>第35条 〔同左〕</p> <p>〔(1) 同左〕</p> <p>(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当</p>

するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。）の氏名

[(3)・(4) 略]

[2～4 略]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。以下この項、次条第5項及び第70条第3項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

[6 略]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条 〔①〕 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払

するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

[(3)・(4) 同左]

[2～4 同左]

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものをいう。以下この項、次条第4項及び第70条第3項において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けすることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

[6 同左]

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第36条 〔①〕 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）の支払を

者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第63条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第17条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を

受ける第17条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第63条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 特定配偶者の氏名
- (3) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (4) その他総務省令で定める事項

受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において政令で定める金額に満たない者を除く。）であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、 [新設]  
次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、特別障害者（法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者をいう。第92条において同じ。）又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他総務省令で定める事項

3 第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令

令で定めるところにより、第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

4・5 [略]

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(生活保護法の規定による生活扶助を受ける者等に対する固定資産税の減免)

第92条 [略]

2 次の各号のいずれの事由にも該当する家屋及びその敷地（所有者の居住の用に供する延べ面積が70平方メートル以下である家屋及びその敷地に限る。）に対する固定資産税については、申請に基づき、100分の50に相当する額を減額する。

(1) 賦課期日現在において、所有者が特別障害者、寡婦、ひとり親又は65歳以上の者であること

[(2)～(4) 略]

(交付の方法)

第109条 法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によってする。

で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3・4 [同左]

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(生活保護法の規定による生活扶助を受ける者等に対する固定資産税の減免)

第92条 [同左]

2 [同左]

(1) 賦課期日現在において、所有者が法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者、寡婦、ひとり親又は65歳以上の者であること

[(2)～(4) 同左]

(交付の方法)

第109条 [同左]

[(1)・(2) 略]

(3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用し  
て行う方法

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例）

第10条の2 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

[見出しを削る]

第12条 削除

[(1)・(2) 同左]

[新設]

附 則

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の個人の市民税の医療費控除の特例）

第10条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第25条の規定による控除については、その者の選択により、同条第1項中「同項」とあるのは「同項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第12条 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年（次条において「居住年」という。）が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。）には、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべ

き額（第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第30条及び第31条の規定の適用については、第30条中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第12条第1項」と、第31条中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第12条第1項」とする。

3 第1項の規定は、所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を市長に提出した場合（法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。）に限り、適用する。

（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）

第13条 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年である場合に限る。）には、法附則第

第13条 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。）において、前

5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[2 略]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 [略]

[2～9 略]

10 法附則第15条第24項第1号イに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備（同項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備をいう。次項から第17項までにおいて同じ。）に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第24項第1号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第24項第1号ハに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第24項第1号ニに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第24項第2号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、5分の3とする。

15 法附則第15条第24項第3号イに掲げる特

条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第26条及び第28条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

[2 同左]

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第17条 [同左]

[2～9 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

[新設]

定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第24項第3号ロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。 [新設]

17 法附則第15条第24項第4号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。 [新設]

18～24 [略] 10～16 [同左]

25 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。 [新設]

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第21条 法附則第15条の9第4項に規定する 第21条 [同左]

高齢者等居住改修住宅又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定する居住安全改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(5) 略] [(1)～(5) 同左]

(6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

(6) 居住安全改修工事に要した費用の額並びに政令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の額

[(7) 略]

[2 略]

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修等住宅又は同条第10項に規定する熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失防止改修工事等（同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等をいう。以下この条及び附則第22条の3において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(5) 略]

(6) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等の額

[(7) 略]

[2 略]

(特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失

[(7) 同左]

[2 同左]

(熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条 [同左]

[(1)~(5) 同左]

(6) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

[(7) 同左]

[2 同左]

(特定熱損失防止改修等住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第22条の3 [同左]

防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(5) 略]

(6) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第32項に規定する補助金等の額

[(7) 略]

[2 略]

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第18項に規定する補助(第5号において「補助」という。)に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(6) 略]

[2 略]

(利便性等向上改修工事が行われた改修特別特定建築物に対する固定資産税及び都市計画

[(1)～(5) 同左]

(6) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び政令附則第12条第31項に規定する補助金等の額

[(7) 同左]

[2 同左]

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条第17項に規定する補助(第5号において「補助」という。)に係る補助金額確定通知書の写し、当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が耐震基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)～(6) 同左]

[2 同左]

(利便性等向上改修工事が行われた改修実演芸術公演施設に対する固定資産税及び都市計

税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修特別特定建築物に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、総務省令附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金額確定通知書の写し、当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類及び当該利便性等向上改修工事後の家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(6) 略]

[2 略]

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第36条 [略]

[2 略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第23条の2 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事（同項に規定する利便性等向上改修工事をいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該利便性等向上改修工事に要した費用を証する書類、当該利便性等向上改修工事後の家屋が主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることを証する書類及び当該利便性等向上改修工事後の家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項第1号に掲げる同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を満たすことを証する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

[(1)~(6) 同左]

[2 同左]

（上場株式等に係る配当所得に係る市民税の課税の特例）

第36条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

〔(1) 略〕

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

〔(3)・(4) 略〕

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [略]

〔2 略〕

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔(1) 略〕

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得

〔(1) 同左〕

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第36条第1項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第36条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第36条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

〔(3)・(4) 同左〕

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)

第37条 [同左]

〔2 同左〕

3 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第

割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

- 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和11年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第38条 [略]

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[(1) 略]

- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに

1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第37条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第37条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第37条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

- 4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和8年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第38条 [同左]

- 2 [同左]

[(1) 同左]

- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山

附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

林所得金額並びに附則第38条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第38条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第38条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第39条 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）の譲渡（同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第41条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該

各号に定める金額に相当する額とする。

[(1)・(2) 略]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

[3 略]

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡

各号に定める金額に相当する額とする。

[(1)・(2) 同左]

- 2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する所得割について準用する。

[3 同左]

[新設]

又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

5 法附則第34条の2第12項に定める場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第41条 [略]

[2 略]

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[(1) 略]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

4 法附則第34条の2第10項に定める場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第2項の規定にかかわらず、同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

(短期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第41条 [同左]

[2 同左]

3 [同左]

[(1) 同左]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第41条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第41条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第42条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔(1) 略〕

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

〔(3)・(4) 略〕

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第43条の2 当分の間、所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第24条及び第

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第42条 [同左]

2 [同左]

〔(1) 同左〕

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第42条第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第42条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第42条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

〔(3)・(4) 同左〕

[新設]

26条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の法附則第35条の3の6第4項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、同条第4項に規定する特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額の100分の4に相当する金額に相当する所得割を課する。  
この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第43条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第43条の2第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割

の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第43条の2第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

- (3) 附則第8条第1項の規定の適用については、同項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第43条の2第1項の規定による所得割の額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

第44条 [略]

- 2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

〔1〕 略〕

- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規

(先物取引に係る雑所得等に係る市民税の課税の特例)

第44条 [同左]

- 2 [同左]

〔1〕 同左〕

- (2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第44条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第44条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所

定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る  
市民税の課税の特例)

第47条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に  
定めるところによる。

[(1) 略]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31  
条、附則第11条第1項及び附則第13条第  
1項の規定の適用については、第28条中  
「所得割の額」とあるのは「所得割の額  
及び附則第47条第1項の規定による所得  
割の額」と、第29条第1項中「山林所得  
金額」とあるのは「山林所得金額並びに  
附則第47条第1項に規定する特例適用利  
子等の額」と、同項前段、第30条、第31  
条、附則第11条第1項及び附則第13条第  
1項中「所得割の額」とあるのは「所得  
割の額並びに附則第47条第1項の規定に  
よる所得割の額」と、第29条第1項後段  
中「所得割の額」とあるのは「所得割の  
額及び附則第47条第1項の規定による所  
得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

[3・4 略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次  
に定めるところによる。

[(1) 略]

得割の額及び附則第44条第1項の規定に  
よる所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る  
市民税の課税の特例)

第47条 [同左]

2 [同左]

[(1) 同左]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31  
条、附則第11条第1項、附則第12条第1  
項及び附則第13条第1項の規定の適用に  
ついては、第28条中「所得割の額」とあ  
るのは「所得割の額及び附則第47条第1  
項の規定による所得割の額」と、第29条  
第1項中「山林所得金額」とあるのは「山  
林所得金額並びに附則第47条第1項に規  
定する特例適用利子等の額」と、同項前  
段、第30条、第31条、附則第11条第1項、  
附則第12条第1項及び附則第13条第1項  
中「所得割の額」とあるのは「所得割の  
額並びに附則第47条第1項の規定による  
所得割の額」と、第29条第1項後段中「所  
得割の額」とあるのは「所得割の額及び  
附則第47条第1項の規定による所得割の  
額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

[3・4 同左]

5 [同左]

[(1) 同左]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第47条第3項に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第48条 [略]

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[(1) 略]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第47条第3項に規定する特例適用配当等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第47条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第47条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る市民税の課税の特例)

第48条 [同左]

2 [同左]

[(1) 同左]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山

附則第48条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 略]

[3・4 略]

5 第3項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

[(1) 略]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第48条第3項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額の合計額」とする。

林所得金額並びに附則第48条第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第1項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第1項の規定による所得割の額の合計額」とする。

[(3)・(4) 同左]

[3・4 同左]

5 [同左]

[(1) 同左]

(2) 第28条、第29条第1項、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項の規定の適用については、第28条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第48条第3項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段、第30条、第31条、附則第11条第1項、附則第12条第1項及び附則第13条第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第48条第3項の規定による所得割の額」と、第29条第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第48条第3項の規定による所得割の

[(3)・(4) 略]	額の合計額」とする。 [(3)・(4) 同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第35条第1項及び第5項、第36条並びに第92条第2項第1号の改正規定並びに附則第10条の2の改正規定及び第13条第1項の改正規定（「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分及び「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。）並びに附則第2項の規定 令和9年1月1日
  - (2) 附則第39条の改正規定（同条第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。）及び附則第3項の規定 令和10年1月1日
  - (3) 附則第43条の次に1条を加える改正規定及び附則第4項の規定 市長が定める日

(市民税に関する経過措置)

- 2 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例（以下この項において「新条例」という。）第36条第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した同号に掲げる規定による改正前の大阪州市税条例第36条第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例附則第39条第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 4 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の大阪州市税条例附則第43条の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の市民税について適用する。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

- 5 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間にこの条例による改正前の大阪州市税条例附則第23条の2第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設について提出する同項の規定による申告書については、なお従前の例による。